

小規模多機能型居宅介護 山田井の郷

利用料金表

要介護度	1か月あたりのご利用負担金 《介護保険一割負担》	【 利用登録制 】 【 月額定額制 】  『 通い 』『 泊まり 』『 訪問 』 回数の多少に関係なく、基本料金は は 毎月左記の定額金額になります。
要支援1	3,418円	
要支援2	6,908円	
要介護1	10,364円	
要介護2	15,232円	
要介護3	22,157円	
要介護4	24,454円	
要介護5	26,964円	

○● 加算 ●○

初期加算	1日あたり	30円
	※初回利用登録後30日間は、初期費用として加算されます。 ※30日を越える入院をされた場合も同様です。	

サービス提供体制加算 (I)	640円/月	常勤職員の占める割合が60%以上であり、介護福祉士が50%以上である当の要件に該当する場合に算定
看護職員配置加算 (I)	900円/月	常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定
総合マネジメント体制加算	1,000円/月	随時で介護支援専門員、看護師、介護職員、その他の関係者が共同し、介護計画立案・見直しを行っている場合に算定
訪問体制強化加算	1,000円/月	1月あたり延べ訪問回数が、一定数以上の事業所に算定
認知症加算 (I)	800円/月	認知症日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの該当者に算定
認知症加算 (Ⅱ)	500円/月	要介護度2で、認知症日常生活自立度Ⅱの該当者に算定
介護職員処遇改善加算 (I)	【*】	事業所が、職員の処遇改善の為賃金改善をしている等の要件に該当している場合に算定

【\* 該当月の介護保険請求金額(加算含む) × 小規模多機能型居宅介護の加算率(10.2%) / 月】

☆サービス提供体制加算、看護職員配置加算、総合マネジメント体制加算、訪問体制強化加算、介護職員処遇改善加算は全利用者様対象です。

※上記が現状での加算予定となります。

○● 自費負担 ●○

宿泊代	1泊	2,200円
食費	朝食	440円
	昼食	550円
	おやつ	120円
	夕食	540円
	1日	1,650円
洗濯費	1回	200円/回
日常生活費	石鹸・シャンプー類・ティッシュペーパー おしぼり・タオル類…などの個人用消耗品	100円/日
おむつ代		自費

※趣味活動やレクリエーション費、医療費、介護用品費、複写物の交付など、日常生活において通常必要となる費用につきましては、ご利用様の自費負担となります。